



概要版

第3次伊奈町 男女共同参画プラン

令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度)

令和4年3月
伊奈町

基本目標

I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

人権の尊重は、男女共同参画社会の形成の根幹となるものです。年齢や性別、性自認、性的指向、国籍などに関わらず一人の人間として互いの人権を尊重することが大切です。男女共同参画社会の実現に向けて、身近なところから意識や慣行を見直すことができるよう、啓発、広報活動を推進していきます。

<関連するSDGs>



II 誰もがいきいき暮らせるまちづくり

仕事と家庭生活、地域活動などを両立していくためには、ワーク・ライフ・バランスの重要性の理解を深めるとともに、働き方改革について、企業や団体などに対し働きかけていきます。

同時に、女性の視点に立った魅力的な就労環境の整備などを通して、女性が社会へ対等に参画していく環境づくりを推進します。

<関連するSDGs>



III 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

生涯を通じて心身を健康に保つために、性差や年齢によって異なる健康支援と理解の促進を図ります。

家庭、職場、学校、地域などにおけるハラスメント、配偶者やパートナー、恋人などによるドメスティック・バイオレンス（DV）被害を防止する取組みとともに、若年層に対する啓発活動にも取組みます。

<関連するSDGs>



施策の方向性

1 男女共同参画に向けた意識づくり

2 一人ひとりを大切にする教育・学習の推進

女性活躍推進計画

1 働く場における男女共同参画の支援

2 女性が活躍できる環境づくり

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

4 あらゆる分野における方針決定過程への男女共同参画

1 生涯を通じた健康づくりの推進

2 男女共同参画の視点に立った防災対策

DV防止基本計画

3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

豊かな男女共同参画社会をつくる

今後の取組み

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供
- (3) 多様な性・多様な生き方を認める意識の啓発・理解促進
- (4) あらゆる人権の尊重

- (1) ジェンダー平等を推進する学校教育の充実
- (2) ジェンダー平等を推進する家庭教育の充実
- (3) ジェンダー平等に向けた社会教育の充実
- (4) 自立と多様な生き方を可能にする教育・学習機会の充実

- (1) 多様な働き方の推進
- (2) 働く場におけるジェンダー平等の推進及び各種ハラスメントの防止

- (1) 女性が能力を発揮できる就業の支援
- (2) 女性のチャレンジ支援の推進

- (1) 子育て、高齢者等への社会的支援
- (2) 仕事と家庭・地域活動の両立しやすい職場環境の整備促進
- (3) 地域活動への参画促進

- (1) 町の審議会などへ女性が参画しやすい環境の整備
- (2) 町職員の男女共同参画の推進
- (3) 農業・商工自営業にたずさわる女性の経営参画と地域社会への参画促進

- (1) 生涯を通じた健康の保持増進意識の浸透・啓発
- (2) 生涯を通じた健康支援の充実

- (1) 防災分野における男女共同参画の推進

- (1) 暴力等の防止と根絶のための意識啓発
- (2) 相談体制の充実、被害者に対する適切な支援の充実
- (3) 各種ハラスメント防止対策の推進

◆ 固定的な性別役割分担意識とは

男女を問わず、個人の能力によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、性別を理由として固定観念で役割を分ける考え方です。本来、分かち合うべき家事や子育て、介護などの役割を女性のみに期待することをいいます。こうした考え方は、男女共同参画社会の推進を阻む要因の一つとなっています。

◆ ワーク・ライフ・バランスとは

ワーク・ライフ・バランスは「仕事と生活の調和」と訳されている言葉で、誰もが仕事、家庭生活、地域活動や自己啓発活動などについて、多様な働き方・生き方が選択できる社会を示しています。

2007年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されており、仕事と生活の調和の実現に向けて、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、多様な働き方の推進、男性の家事・育児参加の促進、女性や高齢者などの就職や継続就業できる仕組みづくりなどに取組んでいます。

◆ ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

DVは、配偶者やパートナーから「身体的暴力」、「心理的暴力」、「社会的暴力」、「経済的暴力」、「性的暴力」などの暴力を受けることです。被害者の多くは女性ですが、男性の被害者も増えています。恋人間の暴力を「デートDV」といいます。

DVには、加害者がちょっとしたことでイライラやストレスをためていく「蓄積期」、感情のコントロールを失い、激しい暴力をふるう「爆発期」、一転して優しくなり暴力を謝罪する「ハネムーン期」のサイクルがあり、何度も繰り返されることで被害者が心身ともに疲弊し、逃れられなくなると考えられています。

また、子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうことを「面前DV」と呼び、児童虐待防止法の改正により、心理的虐待の一つとして認定されています。直接的に暴力を受けなくても、DVを見聞きして育つ子どもは、心に傷を負うとともに、無意識に感情表現や問題の解決方法として暴力的な手段を使うなど、暴力を肯定する傾向があるとされています。

計画策定の趣旨

私たちが互いに人権を尊重し、あらゆる分野において性別や世代にとらわれず、対等な立場でその個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、社会全体で取り組むべき課題です。そのなかにおいて、男女共同参画に関する理解は深まりつつあるものの、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残り、政策・方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分でないなど、女性の社会進出が進むなかで、解決すべき課題が山積しています。

令和2年（2020年）春以降、全世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大しました。その影響による外出自粛や休業といった社会状況下において、雇用・所得環境が悪化したことによる生活困窮、ストレスや生活不安によるハラスメントやドメスティック・バイオレンス（DV）などの被害が深刻化するなど、生命と生活が脅かされています。

こうした現状を踏まえ、本町が抱える課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会を形成していくための施策を継続して推進するために「第3次伊奈町男女共同参画プラン」を策定するものです。

計画の性格と期間

本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、「埼玉県男女共同参画基本計画」及び「伊奈町総合振興計画」との整合性に配慮したものです。

本計画では、本町における「男女共同参画社会に関するアンケート調査」や意見公募（パブリックコメント）を実施し、「伊奈町男女共同参画推進協議会」などの意見・助言をもとに策定するものであり、男女共同参画社会の実現に向けた総合的、包括的な施策への取り組みの指針となるものです。

また、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（改正DV防止法）」第2条の3第3項に定める市町村基本計画（DV防止基本計画）及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定める市町村推進計画として一体的に併せて策定するものです。

本計画の推進にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえ、ジェンダー平等を基調とした男女共同参画社会の実現を目指すとともに、常に社会情勢の変化や環境の変化に柔軟に対応していくものとします。

この計画の期間は、令和4年（2022年）度を初年度とし、令和13年（2031年）度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行います。



第3次伊奈町男女共同参画プラン（概要版）

発行：伊奈町
編集：人権推進課
〒362-8517 伊奈町中央四丁目355番地
TEL 048-721-2111（代表）
発行年月：令和4年3月